

令和 3 年度

岩見沢市創業支援補助金募集要項

岩見沢市経済部商工労政課

問い合わせ先 0126-23-4111（内線 271）

1 事業の目的

本市の区域内において新たに創業する者を支援するため、創業に要する経費に対して補助金を交付し、もって地域内経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的とします。

2 募集対象者

本補助金の募集対象者は、以下の（１）から（７）の要件をすべて満たす者であることが必要です。

（１）「新たに創業する者」であること。

「新たに創業する者」とは、令和２年４月１日以降に創業する者であって、補助事業期間完了日までに個人開業又は会社（以下、会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を指す。）の設立を行い、その代表となる者。この場合の応募主体は、個人となります。

※応募者自らが以下の役職に就く必要があります。

・会社設立の場合…代表取締役あるいは代表社員

※既に個人事業主であって、「個人事業主として追加的に新たな事業を開始する場合」や「新規設立する会社で既存事業のみを実施する場合」は対象となりません。

※上記における「会社」及び「個人事業主」とは、以下の定義に該当する「中小企業者」を指します。

業種分類	定義
製造業その他 (注１)	資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が５０人以下の会社及び個人事業主
サービス業 (注２)	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人事業主

注１ ゴム製品製造業（一部を除く）は資本金３億円以下又は従業員９００人以下

注２ 旅館業は資本金５千万円以下又は従業員２００人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金３億円以下又は従業員３００人以下

（２）岩見沢市内に居住（開業の日までに住民登録をした者を含む。）し、岩見沢市内で事業を興す者であること。（会社設立の場合は、岩見沢市外に居住していても、岩見沢市内に会社の本社を置き、岩見沢市内で事業を興せば要件を満たすこととする。）

※外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30条45規定区分」の項目が明記された住民票を添付してください。

- (3) 産業競争力強化法に基づき岩見沢市又は岩見沢商工会議所から同法第2条第25項に基づく認定特定創業支援事業を受けた者であること。
- (4) 訴訟や法令順守上の問題を抱えている者ではないこと。
- (5) 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とします。
- (6) 岩見沢商工会議所またはいわみざわ商工会に加盟見込みであること。
- (7) 市税等の滞納がないこと。

3 補助対象事業

本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、以下の（1）から（3）の要件をすべて満たす事業であることが必要です。

- (1) 産業競争力強化法第2条25項に規定される特定創業支援事業を受ける者による事業であること。
- (2) 金融機関からの外部資金による調達が十分見込める事業であること。
- (3) 以下のいずれにも合致しないこと。

①公序良俗に問題のある事業

②公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業など）

③国（独立行政法人を含む）の補助金、助成金を活用する事業

※本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は対象外となります。

※また、同一の事業計画で国の補助金、助成金を申請中の場合で、いずれも採択された場合は、どちらを活用するかを選択して頂きます。また、該当記入欄に記入がなく、後日事実が明らかになった場合には、採択後であっても補助金の交付を取り消す場合があります。

※岩見沢市魅力ある店舗づくり支援事業補助金との併用は認めるものとします。

4 補助対象経費

補助事業実施のために必要となる経費となりますが、以下の①～③の条件をすべて満たすものを対象とします。

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②事業の開始日から、開業日までに要した経費（支払いが開業日より後でも開業日までに要したことが特定できれば補助対象となります。）
- ③証拠書類等によって金額、支払等が確認できる経費

以下に【対象となる経費】、【対象とならない経費の一部】を例示しますのでご参照ください。

〔補助対象となる経費、ならない経費の主なもの（例示）〕

対象経費（例示）
<p>（１）創業等に必要官公庁への申請書類作成等に係る経費</p> <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none">・岩見沢市内での開業、法人設立、既存事業部門の廃止に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費 <p>※作成経費内に下記のものが含まれている場合は、除外すること。</p> <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none">・商号の登記・会社設立登記・廃業登記・登記事項変更等に係る登録免許税・定款認証料、収入印紙代・その他官公署へ対する各種証明類取得費用（印鑑証明等）
<p>（２）店舗等借入費</p> <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none">・岩見沢市内の店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費・岩見沢市内の店舗・事務所・駐車場の借入に伴う仲介手数料・住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専有部分に係る賃借料のみ <p>※間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。</p> <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none">・店舗・事務所の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金等・事業に直接関係のない店舗・事務所・駐車場（例：従業員専用の駐車場等）・火災保険料、地震保険料・本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる店舗等借入費・海外の店舗・事務所の賃貸借契約に係る賃借料・共益費、借り入れに伴う仲介手数料・既に借用している場合は、補助事業開始日より前に支払った賃借料・第三者に貸す部屋等の賃借料

(3) 設備費

【対象となる経費】

- ・岩見沢市内で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費用
- ・事務所・店舗内で本補助事業実施にのみ使用する固定電話機、FAX機の調達費用

【対象とならない経費の一部】

- ・消耗品
- ・不動産の購入費
- ・車両の購入費（リース・レンタルは、対象となります。）
- ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用
（例：パソコン、カメラ等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの）
- ・建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事等
- ・海外で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費用
- ・既に借用している物等の補助事業開始日より前に支払った賃借料
- ・家庭用及び一般事務用ソフトウェアの購入費、ライセンス費用

(4) 広報費（自社で行う広報に係る費用）

【対象となる経費】

- ・販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費用（出展料・配送料）
 - ・宣伝に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用
 - ・ダイレクトメールの郵送料・メール便などの実費
 - ・販路開拓に係る無料事業説明会開催等の費用
 - ・広報や宣伝の為に購入した見本品や展示品（商品・製品版と表示や形状が明確に異なるもののみ）
例）家電量販店等においてある製品のモックアップ、飲食店店頭に表示されている食品見本等
- ※商品の概要、ニュアンス等を伝えることを目的とし、実際の製品同等の使用が出来ないことが原則。

【対象とならない経費の一部】

- ・切手の購入費用
- ・本補助事業と関係の無い活動に係る広報費（補助事業にのみ係った広報費と限定できないもの）

5 補助率等

補助対象と認められる経費（補助対象経費：3～4ページ）の2分の1以内であって、以下のとおりとなります。

また補助金の交付は事業完了後（開業後）となりますので、補助事業期間中は借入金等で必要な資金を自己調達する必要があります。

◎補助金額の範囲

10万円～150万円以内（補助対象経費の合計額が20万円以上～300万円以内）

6 反社会的勢力との関係が判明した場合

提出頂く立地・創業計画認定申請書中に反社会的勢力との関係が無いことを誓約頂きます。

(1) 反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団準構成員 4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等 6. 社会運動等標ぼうゴロ 7. 特殊知能暴力集団等
8. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

(イ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。

(ロ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。

(ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

(ニ) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

(ホ) その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(2) 創業計画の認定を受けた者（中小企業者の場合は、代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、認定を取り消します。また、補助金交付後に判明した場合であっても、補助交付決定を取り消し、補助金の返還を求めるものとします。

(3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱とします。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて岩見沢市役所の信用を棄損し、または岩見沢市役所の業務を妨害する行為
5. その他の前各号に準ずる行為